

プレミアム基準策定ガイドライン中間とりまとめ骨子（案）

本年度作成するプレミアム基準策定ガイドラインの中間とりまとめ構成案を以下に示す。

プレミアム基準策定ガイドライン中間とりまとめ構成案

1. はじめに
2. プレミアム基準の目的
 - 2－1 プレミアム基準の必要性和意義
 - （１）市場の更なるグリーン化に向けた取組
 - （２）グリーン購入法に係る判断の基準
 - （３）必要性和意義
 - 2－2 対象分野・品目
 - （１）特定調達品目
 - （２）特定調達品目以外の分野・品目
3. プレミアム基準の考え方
 - 3－1 基本的な考え方
 - 3－2 基準の設定レベル
 - 3－3 基準の要件
 - 3－4 基準への適合の担保
4. 今後の検討の方向性
 - 4－1 主な環境政策への対応方針
 - 4－2 対象分野・品目に係る基準
 - （１）共通事項
 - （２）個別事項
 - 4－3 他の環境施策との連携

上記構成案に沿って作成するプレミアム基準策定ガイドラインの中間とりまとめ骨子案を以下に示す。

1. はじめに

- 環境と経済の好循環、グリーン・イノベーションの創出
 - 経済的手法を含む効果的なポリシーミックスの推進が必要
 - 環境配慮型の製品・サービスの開発・提供、環境に配慮した企業行動が評価を受けることができる市場の形成
- グリーン購入法の経緯と評価
 - 国等の機関の特定調達物品等の調達率は年々高まっており、多くの品目において近年極めて高い割合を維持
 - 国等の機関による初期需要の創出に伴う市場の形成効果として発現

○環境負荷の増大による地球温暖化の進行、廃棄物問題や生物多様性の減少、資源の枯渇など、今日の環境問題は大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。

- ・ 温室効果ガスの中長期的な大幅削減に向けては、業務・家庭部門を含め、あらゆる主体が効率的に削減に取り組む仕組みの構築が重要
- ・ 地球上の環境容量や資源には限りがあることから、地球温暖化問題のみならず、廃棄物問題や生物多様性の危機など様々な問題に直面しており、こうした環境制約の下で、効率的に環境負荷の低減に取り組む仕組みの構築が重要

○環境と経済のかかわりが一層広く深いものになり、経済活動における環境保全を織り込んだ取組が環境保全上のみならず、経済活動自体のためにも重要となっていることから、経済活動のあらゆる場面において環境への配慮を織り込む取組を進める必要がある。

○環境と経済の好循環を図り、また、いわゆるグリーン・イノベーションを創出していくに当たっては、汚染物質の排出規制のような直接規制だけではなく、環境負荷を減らせば減らすほどメリットが生じる経済的手法を含む効果的なポリシーミックスの推進が必要である。

○とりわけ、「市場」に着眼し、そのグリーン化を図っていくための施策は、多くの主体に効率的かつ効果的に働きかけることができるという特徴がある。

○平成 22 年 4 月の環境経済成長ビジョンにおいて「環境配慮型の製品・サービスを開発・提供することを需要の拡大につなげることをはじめ、環境に配慮した企業行動が評価を受け、より大きな利潤を得ることが出来るような市場を形成する必要がある」（＝市場のグリーン化）とされている。

○平成 12 年 5 月に制定された国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平

成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。) では、国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定することを規定している。

○基本方針においては、グリーン購入の推進が、これらの環境物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすことが示されている。

○グリーン購入を推進する上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国等が果たす役割は極めて大きいものがあり、また、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進するきっかけになるものと考えられる。

○グリーン購入法が施行された平成 13 年度において特定調達品目数（公共工事分野を除く）に占める調達率（特定調達物品等の調達量／当該特定調達品目の総調達量）が 95%以上の品目数の割合は 44.4%であったが、平成 16 年度以降は 90%以上を維持しており、極めて高い水準にある。

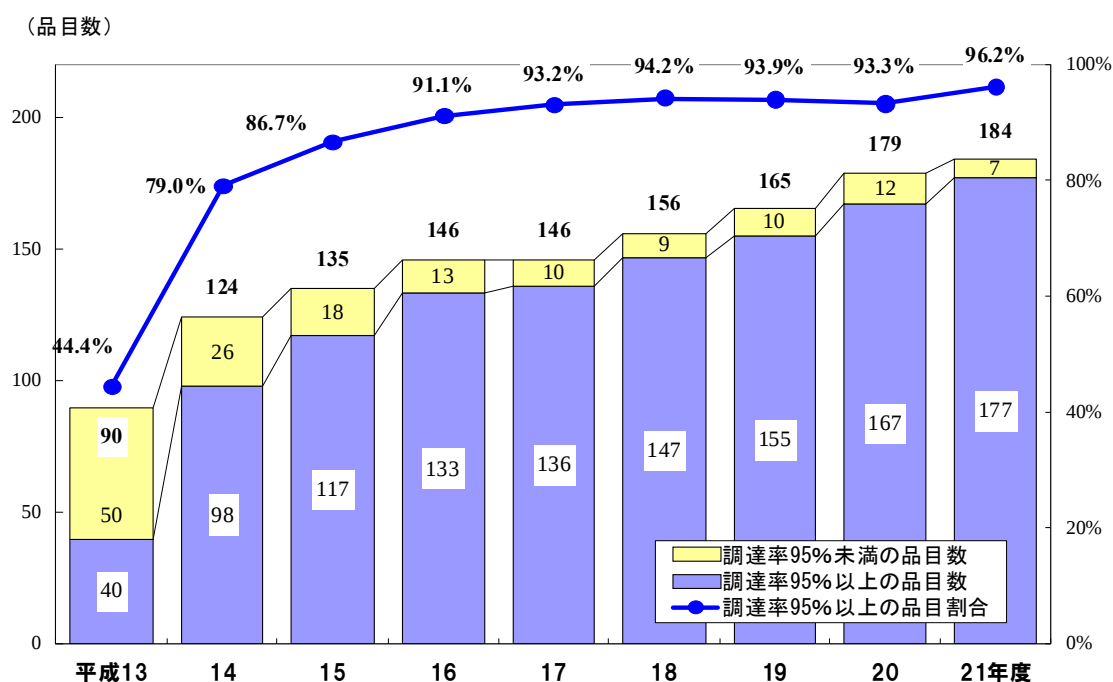


図 国等の機関の調達実績の推移

○こうしたグリーン購入法に基づく国等の機関の初期需要の創出に伴う市場形成効果は、継続的に調査を実施しているすべての品目において、経年的な市場占有率の上昇という形で現れているものと考えられ、国等の機関が自ら率先して、より高い意識の下、環境物品等の調達を一層推進することが強く求められる。

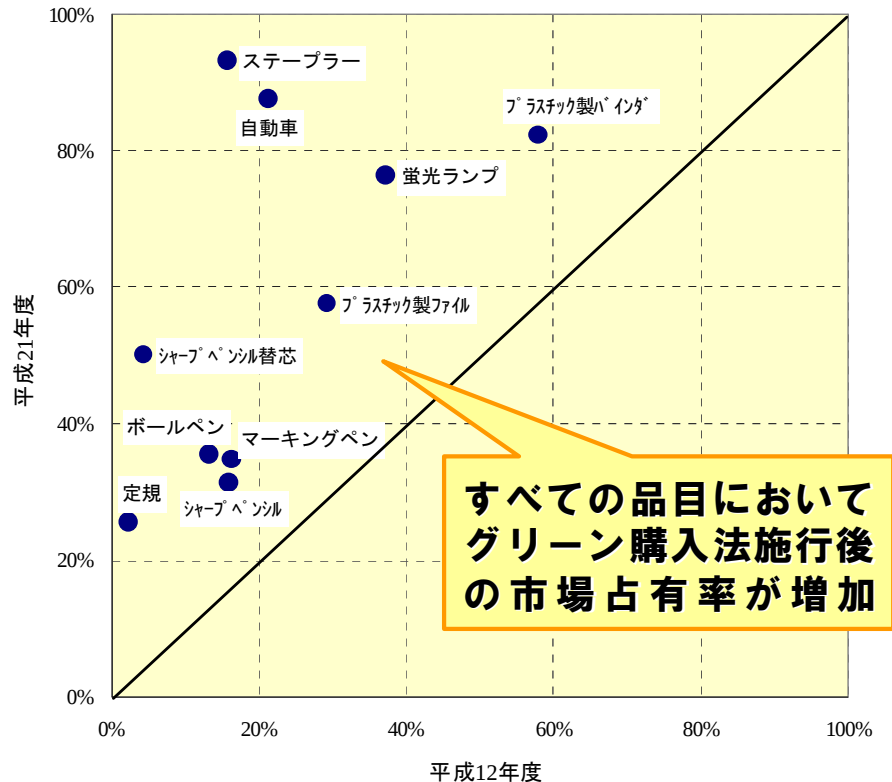


図 グリーン購入法施行前後の特定調達品目の市場占有率

2. プレミアム基準の目的

□ プレミアム基準の必要性和意義

- 市場の更なるグリーン化に向けた施策の強化・充実の方向性の一つである「先進的な基準の設定」の具現化が必要
- 調達者として“威張れる基準”の作成が必要
- 国等の機関はグリーン調達者としての自覚をより高めることが必要

□ 対象分野・品目

- 当面は、他の制度・環境ラベル等において環境性能の観点から先進的で、より高い基準を有する品目を対象
- 役務分野の品目の拡大が必要

2-1 プレミアム基準の必要性和意義

(1) 市場の更なるグリーン化に向けた取組

○平成23年度に開催された「グリーン・マーケット⁺（プラス）研究会」においては、持続可能な経済社会の実現に向け、市場のグリーン化を一層進めていくため（＝グリーン・マーケット⁺）、幅広い商品・サービスについて、環境配慮に向け

た事業者の取組が評価され、環境に配慮した商品・サービスへの需要が掘り起こされているか、といった観点から既存施策を見直しつつ、今後施策を強化・充実させていくための方向性を検討した。

○研究会のとりまとめにおいては、「汚染物質の排出規制のような直接規制だけではなく、『市場』に着眼し、多くの主体に効率的かつ効果的に働きかけることにより、環境負荷を減らせば減らすほどメリットが生じる仕組みづくりや消費者の意識改革を進めることが必要」とされ、そのための施策の強化・充実の方向性として、次の4つが示されている。

① 対象商品・サービスの新規開拓

- ・ 市場における環境配慮型商品・サービスの選択の幅・機会を増やす

② 先進的な基準の設定

- ・ 環境配慮に積極的に取り組む事業者がより「先進性」による差別化をアピールできるよう、多段階の基準等を設定
- ・ 環境意識の高い消費者の行動を更に進める観点からも先進的な基準の設定が必要

③ 消費者に「届く」情報提供

- ・ 消費者に気づきを与え、共感を得られる情報提供により、消費者の環境意識と行動のギャップを解消

④ 施策の連携と相乗効果

- ・ 市場全体のグリーン化を一体的に図っていく観点から、別々に推進されてきた施策の連携を図ることで相乗効果が期待

○市場の更なるグリーン化に向けて、上記4つの方向性は密接不可分であるが、特に2つ目の方向性として掲げられた「先進的な基準の設定」の具体化を図るための検討を実施することが必要である。

(2) **グリーン購入法に係る判断の基準**

○グリーン購入法の特定調達品目は、平成13年2月の14分野101品目から平成24年2月の19分野261品目へと増加しており、特定調達品目及びその判断の基準等については、基本方針に定める基本的考え方に基づき設定されてきたところである。

○前述のとおり、国等の機関がグリーン購入法に基づき環境物品等を優先的に購入することが初期需要の創出につながり、その結果として環境物品等の市場の形成が図られるという継続的改善を伴った波及効果がみられることは、一定の評価できるものと考えられる。

○特定調達品目に係る判断の基準の設定については、国等の機関においては、基本方針に即して自ら調達方針を作成し、調達方針に基づき物品等の調達を行うこと

が義務づけられていることから、競争性の確保を図りつつ、国等の機関における物品等の調達量を勘案した基準の設定が必要となっている。

○このため、原則として国等の機関による特定調達物品等の調達量が確保できると、及び全国において複数の供給可能な事業者が存在することが判断の基準の設定に当たって考慮されるべき要件の一つとなる。

○判断の基準は、国等の機関が当該品目を調達する場合の必要条件であり、品目によっては、必ずしも、環境性能の観点から、市場において望ましく先駆的な、市場を牽引する基準とはいえない場合もある。

○また、各特定調達品目に係る判断の基準の設定時点においては、当該基準を満たす物品等の市場占有状況等を勘案して相応のレベルに設定することとなるが、供給側の技術開発等の取組と調達者の環境物品等の優先購入の取組が相俟って、特定調達物品等の市場占有率が高まり、結果として基準の見直しが必要となる場合もある。

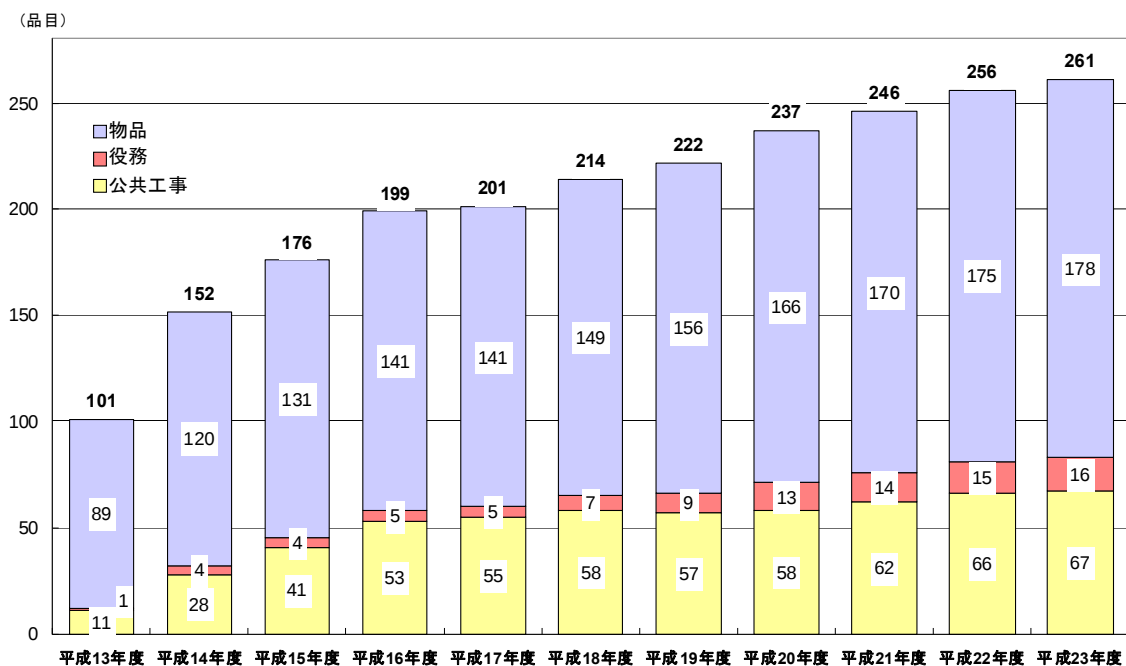


図 特定調達品目の品目数の推移

(3) 必要性と意義

○現行の特定調達品目に係る判断の基準を環境性能の観点から総体として評価すると、国等の機関がグリーン購入を行うに当たって、少なくとも最低限守られるべきレベル以上の基準（「調達者として“恥ずかしくない基準”」）となっているものと考えられる。

○しかしながら、環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織にとっては、必ずしも十分とはいえない基準の場合もある。

○このため、現行の特定調達品目に係る判断の基準に止まらず、環境配慮に先駆的

に取り組む人々や組織による市場の牽引・イノベーションの促進を図り、また、物品等の製造・提供事業者に対しても、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、先進的で、より高い環境性能に基づく基準（以下「プレミアム基準」という。）を示すことが極めて有効と考えられる。

○プレミアム基準とは、平易な言葉で言い換えると、環境性能の観点から「調達者として“威張れる基準”」に相当するものといえる。

○これらのプレミアム基準が将来（数年ないし 10 年程度を目途）の特定調達品目に係る判断の基準等として基本方針に位置づけられることにより、物品等の製造・提供事業者の技術開発を促すためのインセンティブとなり、より環境に配慮した物品等が市場に供給されることが期待される。

○環境配慮に先駆的に取り組む組織等により市場の牽引・イノベーションの促進を図るためのトップランナー的な基準
○物品等の製造・提供事業者に対しても、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となりうる基準



将来（数年ないし10年程度を目途）の特定調達品目に係る判断の基準等として位置づけを行うことが見込まれる基準

○すなわち、プレミアム基準の設定は、環境物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果をこれまでを上回る規模とスピードで市場にもたらすものと考えられる。

○以上から、国等の機関は、グリーン購入における市場形成に果たすべき役割を踏まえ、現行の特定調達品目に係る判断の基準に止まらず、プレミアム基準を満たす物品等の購入に努めることが必要である。

2-2 対象分野・品目

（1）特定調達品目

○現行の特定調達品目については、原則として以下の観点から、優先順位を検討し、プレミアム基準を設定する品目を選定するものとする。

- ・ 販売量又は保有量の多い品目であって、相応の環境負荷低減効果が見込まれる品目
- ・ 国等の機関に止まらず、地方公共団体や民間（事業者、消費者）等への波及効果が見込まれる品目
- ・ 新たな技術開発や普及の進展等により一層の環境負荷低減が見込まれる品目
- ・ 環境政策の観点から広く普及を図る必要がある品目 等

○当面、各特定調達品目に係る判断の基準と比べ、環境性能の観点から、他の制度や環境ラベル等において、先進的で、より高い基準（ライフサイクル全体の環境負荷を考慮した基準、多段階評価基準等）が存在する場合、こうした他の制度等との整合を図ることが必要であることから、当該基準を適用可能な品目を優先的に選定することが適当である。

（２）特定調達品目以外の分野・品目

○特定調達品目となっていない分野・品目についても、プレミアム基準を設定する品目の選定に係る考え方は、現行の特定調達品目に示したもの（上記（１））と同様である。

○さらに、役務分野については、今後積極的に対象品目とすることにより、当該役務の提供に当たって使用される環境物品の供給促進や提供者の環境配慮への取組の進展、使用される物品の回収・リサイクルシステムの構築等、一層の波及効果が期待される。

3. プレミアム基準の考え方

□ 基準のレベル

- ３段階程度の基準レベルを想定
- 市場占有率等の具体的な基準のレベルについては検討事項

□ 基準の要件

- 分野・品目に応じ、ライフサイクル全般にわたる環境負荷の低減を図る指標及び基準を設定（単一軸評価が基本、分野・品目により多軸評価）
- 数値等の明確性が確保できる基準を設定
- 当面の考え方として、他の制度・環境ラベル等の先進的基準や第三者認証・評価された基準等を活用し設定
- 事業者の環境配慮への取組状況

□ 基準への適合の担保

- 第三者認証又は適合確認に必要な情報の開示が必要

3－1 基本的な考え方

○需要側、供給側ともに、環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織を更に進めるようにするものであり、環境配慮に関するリーダーシップに訴求することにより、市場を牽引する基準である。

○事業者の技術開発等の方向性を示し、物品等の開発目標となり得る基準である。

○将来の特定調達品目に係る判断の基準等として位置づけることより、事業者の技

術開発等のインセンティブとなるとともに、より環境に配慮した物品等を市場に供給することを促す基準である。

○ライフサイクル全体にわたって、多様な環境負荷項目を考慮し、総体としての環境負荷の低減を図る基準である。

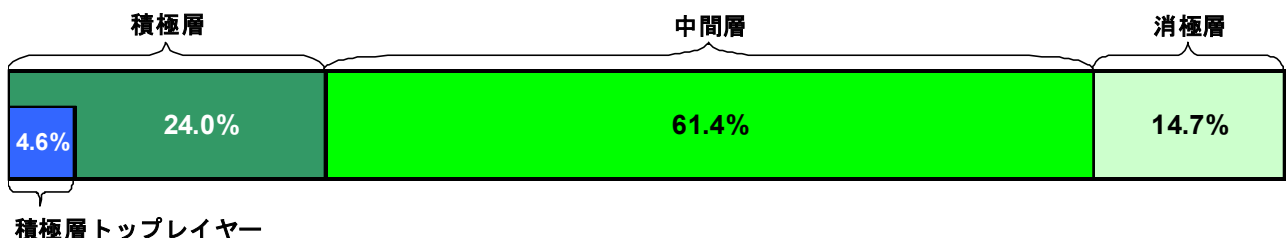
○関連するサプライチェーンや役務分野における環境配慮への取組を促すことにつながる基準である。

○自らの環境パフォーマンスとして、より高い環境意識を有する調達者・消費者が積極的に活用可能な基準である。

3-2 基準の設定レベル

○グリーン・マーケット⁺研究会において、平成23年5月から6月に実施した消費者を対象として実施したアンケート調査における回答に基づき、消費者の市場のグリーン化に対する現在の貢献度及び環境意識等の高低により類型化すると、相対的に「積極層」が24.0%、「消極層」が14.7%、「中間層」が61.4%を占めている。なお、「積極層」は相対的に世帯年収の高い層が該当していることから、市場における購買力は30%程度を占めるものと考えられる。

○積極層のうち、環境意識・行動の面でより積極的な層を「積極層トップレイヤー」として抽出し、積極層トップレイヤー・積極層・中間層の環境配慮行動の実施内容を比較したところ、積極層トップレイヤーでは、環境配慮行動の実施割合が回答者全体及び積極層に比べすべての項目で高くなっている。



○今後設定する基準のレベルについては、以下の3段階程度を想定し、検討を行うものとする。なお、具体的には、上記アンケート調査結果等を参考とし、以下の市場占有率を目安とし、本中間とりまとめにおいては、【レベルⅠ】の基準をプレミアム基準とする。ただし、品目の特性に応じて、基準の設定レベルは異なってくることに留意が必要である。

- ・ 市場を牽引するレベルの基準（積極層に対応する市場の25～30%程度を想定）【レベルⅠ】
- ・ 市場におけるトップランナー的な基準（積極層トップレイヤーに対応する市場の5%程度を想定）【レベルⅡ】
- ・ 将来的に到達すべきレベルの基準（方向性を示す）【レベルⅢ】

3-3 基準の要件

○分野・品目に応じた重視すべきライフサイクルと環境負荷項目を選択するとともに、ライフサイクル全般にわたる環境負荷の低減を図るような基準を設定することが必要である。

○数値等の明確性が確保できる基準の設定が可能であることが必要である。

○現行の特定調達品目については、当面、以下の考え方で【レベルⅠ】の基準を設定するものとする。

- ・ 現行の判断の基準と比較して、より環境負荷が低減されていること（他の制度や環境ラベル等の基準において、より高い基準が設定されている場合は当該基準を準用。具体的にはエコマーク認定商品、多段階評価基準の最上位等が該当）が必要である。この場合、現行の判断の基準に新たな評価軸（ライフサイクル、環境負荷項目）を追加することも有効と考えられる。
- ・ 現行の判断の基準と同等である場合は、第三者による認証・評価が行われていること、又はカーボン・オフセットが行われていることが必要である。

○可能な範囲で事業者の環境配慮への取組を評価することが必要である。

3-4 基準への適合の担保

○プレミアム基準に適合した物品等であることの確認については、当該物品等の製造事業者又は販売事業者等が自ら適合を宣言する場合と第三者機関による認証や確認による場合があるが、次のいずれかの方法により、基準への適合の担保が必要である。

- ・ 製造事業者又は販売事業者等が自ら適合を宣言する場合は、確認に必要となる情報が適切に開示・提供されていること
- ・ 第三者機関による客観的な認証・確認がなされていること

○具体的な基準への適合の担保については、環境省が策定した「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」及び「環境表示ガイドライン」にそれぞれ準拠することが必要である。

4. 今後の検討の方向性

4-1 主な環境政策への対応方針

○地球温暖化については、低炭素社会の構築に向け、プレミアム基準を検討する場合に、以下の観点を重視し、基準を設定する方向で検討する。

- ・ 省エネルギーの推進に寄与する基準
- ・ 再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用に寄与する基準

- ・ 代替フロン等の温室効果ガス排出抑制に寄与する基準

○物質循環・廃棄物については、循環型社会の構築に向け、プレミアム基準を検討する場合に、以下の観点を重視し、基準を設定する方向で検討する。

- ・ 天然資源等の使用抑制に寄与する基準
- ・ 3R の取組のうち、特に発生抑制（長期使用を含む）、再使用の推進に寄与する基準
- ・ 再生利用については、特に水平リサイクルに寄与する基準
- ・ 使用済製品等の回収・安定的なリサイクルシステムの構築に寄与する基準
- ・ 未利用資源の活用に寄与する基準
- ・ 適正処理の確保に寄与する基準

○生物多様性については、プレミアム基準を検討する場合に、以下の観点を重視し、基準を設定する方向で検討する。

- ・ 資源調達に当たっての持続可能性に寄与する基準

○その他の環境保全施策については、例えば、以下の観点を重視し、基準を設定する方向で検討する。

- ・ 化学物質による環境汚染の防止に寄与する基準
- ・ 大気環境、水環境、土壌環境等への環境負荷の低減に寄与する基準

4－2 対象分野・品目に係る基準

（１）共通事項

○前記３－３に掲げた基準の要件を考慮して、対象分野・品目に係る基準を設定する方向で検討する。

（２）個別事項

○分野・品目別に重視すべきライフサイクル、環境負荷項目を整理するとともに、当面、当該分野・品目において重視すべき環境負荷を代表する指標について基準を設定することを基本とする。ただし、当該分野・品目において、環境負荷低減の観点から、特に留意すべきライフサイクル、項目が複数ある場合は、代表する指標のみならず、複数の指標を基準にとりあげる方向で検討する。

○将来的な技術開発等の見通しを検討の上、基準を設定する方向で検討する。

- ・ 現在の技術レベルの到達点が高く、理想的な状態に近づいているもの
- ・ 将来的に技術の向上などにより著しい進歩の見込めるもの

○将来的にはサービサイジング（機能提供型サービス）など役務分野の拡大が一層進む可能性を想定した基準の構築が必要と考えられる。

4－3 他の環境施策との連携

- 市場のグリーン化に向けては、これまでも様々な施策を講じ、消費者・事業者双方へ経済的・社会的インセンティブを付与してきたところであるが、個別の施策でインセンティブづけが独立しているケースが多いこともあって、その効果は限定的といわざるを得ない場合もみられる。
- 別々に推進されてきた市場のグリーン化に係る他の施策（カーボン・オフセット、エコリーフ、カーボンフットプリント等）との連携を図ることにより、相乗効果が期待されることから、プレミアム基準の要件の一つとして設定することも考えられる。
 - ・ 市場を牽引するレベルの基準の場合は“合わせ技”とすることも考えられる。
 - ・ 市場のトップランナー的な基準の場合は第三者認証・評価を必須の要件とすることも考えられる。
- 各種表彰制度（エコマークアワード、エコプロダクツ大賞、省エネ大賞等）における物品等の表彰基準やその考え方をプレミアム基準の設定に活用することも考えられる。